

岩手県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

岩手県建築審査会条例の一部を改正する条例

岩手県建築審査会条例（昭和25年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織) 第2条 [略]</p> <p>(議事) 第3条 [略]</p> <p>第4条 <u>審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>第5条 <u>審査会の議決は、出席委員の過半数をもってする。</u></p> <p>第6条 <u>議長が必要と認めたときは、当該官公吏その他委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ又は説明をさせることができる。</u></p> <p>第7条 <u>議長は議事録をつくり会議のてん末を記載し、出席委員に署名させなければならない。</u></p> <p>第8条 <u>この条例に定めるもののほか、議事に関する事項は、審査会の議決を経て会長が定める。</u></p>	<p>(組織) 第2条 [略]</p> <p><u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(議事) 第3条 [略]</p> <p><u>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(意見の聴取等) 第4条 <u>審査会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</u></p>

第9条 削除

(庶務)

第10条 審査会に関する事務は、県土整備部で処理する。

(雑則)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。